

平成27年第9回 枚方市教育委員会 定例会 議案書

日程 番号	案 件 名
1	報告第5号 臨時代理事項の報告について (1) 枚方市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について
2	議案第17号 枚方市立図書館条例施行規則の一部改正について

○開催日時 平成27年9月29日 午後2時00分から
○開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室

報告第5号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第4条第2号の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

平成27年9月29日

枚方市教育委員会
教育長 村橋 彰

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第4号 枚方市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について

臨時代理第4号

枚方市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

平成27年9月16日

枚方市教育委員会
教育長 村橋 彰

1. 臨時代理の内容

次ページのとおり

枚方市教育委員会規則第5号

枚方市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

枚方市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和41年枚方市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「の第1学年から第3学年までの」を「に就学している」に改める。

附 則 [平成27年9月16日公布]

この規則は、公布の日から施行する。

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>(育児又は介護を行う職員についての特例)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 小学校に<u>就学している子のある職員</u> 当該子の放課後児童健全育成事業(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。)を行う施設等への送迎</p> <p>(3) [略]</p>	<p>(育児又は介護を行う職員についての特例)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 小学校の<u>第1学年から第3学年までの子のある職員</u> 当該子の放課後児童健全育成事業(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。)を行う施設等への送迎</p> <p>(3) [略]</p>

議案第17号

枚方市立図書館条例施行規則の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第16号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

平成27年9月29日

枚方市教育委員会
教育長 村橋 彰

1. 内容

次ページのとおり

枚方市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

枚方市立図書館条例施行規則（平成23年枚方市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「所在する」の次に「5人以上で構成する」を加え、同条第3号中「者」を「もの」に改める。

第9条第2項中「教育長」の次に「又は条例第5条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」を加え、同条第4項中「教育長」の次に「又は指定管理者」を加える。

第11条第1項中「教育長」の次に「又は指定管理者」を加え、同条第3項中「教育長」の次に「又は指定管理者」を加え、同項第3号中「前条第2項」を「個人登録の日若しくは前条第2項」に改める。

第13条第1項中「CD等その他の」を「CD、DVD及びビデオテープ（以下「CD等」という。）並びに」に改め、同条第2項中「特別の事情があると教育長が認める」を「者として別に定める」に改める。

第14条中「CD、DVD及びビデオテープ（以下「CD等」という。）の数量の合計は、1人につき」を「CD等の数量は、合計」に改める。

第17条中「教育長」の次に「又は指定管理者」を加える。

第19条中「教育長が」を削り、同条を第20条とし、第18条の次に次の1条を加える。

（指定管理者による管理）

第19条 条例第5条第1項各号に掲げる図書館の管理についての次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2条第2項	教育長は、特に必要があると認めるときは	指定管理者は、教育長の承認を得て
第5条、第7条第3号、第8条及び第15条	教育長	指定管理者
別表第1	午前9時30分から午後7時まで	午前9時から午後9時まで
	(1) 月曜日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日 (3) 館内整理日（毎月の第3木曜日）	(1) 毎月の第4月曜日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
別表第1備考1	日曜日、土曜日	日曜日
	午前9時30分	午前9時
別表第1備考2	館内整理日	毎月の第4月曜日

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>(貸出しの対象者)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 枚方市に所在する<u>5人以上で構成する団体</u></p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>教育長が特に認めるもの</u></p> <p>(個人登録)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 個人登録を受けようとする者は、貸出申込書(様式第1号)を教育長又は<u>条例第5条第1項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)</u>に提出しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 教育長又は<u>指定管理者</u>は、貸出申込書の提出があったときは、その内容を審査し、<u>適当と認めるときは、個人登録を行い、貸出カード(様式第2号)を交付するものとする。</u></p>	<p>(貸出しの対象者)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 枚方市に所在する団体</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>教育長が特に認める者</u></p> <p>(個人登録)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 個人登録を受けようとする者は、貸出申込書(様式第1号)を教育長に提出しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 教育長は、貸出申込書の提出があったときは、その内容を審査し、<u>適当と認めるときは、個人登録を行い、貸出カード(様式第2号)を交付するものとする。</u></p>

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>(事情変更等の届出等)</p> <p>第11条 個人登録を受けた者は、貸出申込書の記載事項（年齢及び学年を除く。）に変更があったとき又は貸出カードを紛失したときは、遅滞なく、<u>教育長又は指定管理者</u>にその旨を届け出なければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>教育長又は指定管理者</u>は、個人登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときに該当するときは、その個人登録を取り消すことができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>個人登録の日若しくは前条第2項の更新の日又は図書館資料の貸出しの日のうち最も遅い</u>しの日のうち最も遅い日から3年を経過したとき。</p> <p>(図書宅配サービス)</p> <p>第13条 個人登録を受けた者のうち枚方市に在住し、在学し、又は在職するものは、<u>図書宅配サービス（郵送等により、図書館資料（CD、DVD及びビデオテープ（以下「CD等」という。）並びに別に定める図書館資料を除く。以下この項において同じ。）の貸出しを受け、又は図書館資料を返却することができるサービス</u>をいう。以下同じ。）を利用することができる。</p> <p>2 <u>図書宅配サービスに要する費用は、当該図書宅配サービスを利用する者の負担とする。ただし、身体障害等により来館が困難である者として別に定める者が利用する場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(事情変更等の届出等)</p> <p>第11条 個人登録を受けた者は、貸出申込書の記載事項（年齢及び学年を除く。）に変更があったとき又は貸出カードを紛失したときは、遅滞なく、<u>教育長</u>にその旨を届け出なければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>教育長</u>は、個人登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その個人登録を取り消すことができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>前条第2項の更新の日又は図書館資料の貸出しの日のうち最も遅い</u>日から3年を経過したとき。</p> <p>(図書宅配サービス)</p> <p>第13条 個人登録を受けた者のうち枚方市に在住し、在学し、又は在職するものは、<u>図書宅配サービス（郵送等により、図書館資料（CD等その他の別に定める図書館資料を除く。以下この項において同じ。）の貸出しを受け、又は図書館資料を返却することができるサービス</u>をいう。以下同じ。）を利用することができる。</p> <p>2 <u>図書宅配サービスに要する費用は、当該図書宅配サービスを利用する者の負担とする。ただし、身体障害等により来館が困難である特別の事情があると教育長が認める者が利用する場合は、この限りでない。</u></p>

主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>(個人への貸出しの数量)</p> <p>第14条 個人に貸出しを行う図書館資料の数量は、1人につき12点を限度とし、このうちCD等の数量は、<u>合計3点を限度とする。</u></p> <p>(個人への貸出しの停止)</p> <p>第17条 教育長又は指定管理者は、貸出期間を60日以上超過しているにもかかわらず図書館資料の返却を行わない者及び条例第4条又はこの規則第11条第2項の規定による図書館資料に係る損害の賠償を行わない者に対し、当該返却又は賠償が行われるまでの間、図書館資料の貸出しを停止することができる。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第19条 条例第5条第1項各号に掲げる図書館の管理についての次の表の左欄に掲げる規定の適用については、<u>これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>	<p>(個人への貸出しの数量)</p> <p>第14条 個人に貸出しを行う図書館資料の数量は、1人につき12点を限度とし、このうちCD、DVD及びビデオテープ(以下「CD等」という。)の数量の合計は、<u>1人につき3点を限度とする。</u></p> <p>(個人への貸出しの停止)</p> <p>第17条 教育長は、貸出期間を60日以上超過しているにもかかわらず図書館資料の返却を行わない者及び条例第4条又はこの規則第11条第2項の規定による図書館資料に係る損害の賠償を行わない者に対し、当該返却又は賠償が行われるまでの間、図書館資料の貸出しを停止することができる。</p>

新（改正後）		旧（現行）
第2条第2項	教育長は、特に必要があると認めるときは	指定管理者は、 <u>教育長の承認を得て</u>
第5条、第7条第3号、第8条及び第15条	教育長	指定管理者
別表第1	午前9時30分から午後7時まで (1) <u>月曜日</u> (2) <u>12月29日から翌年の1月3日までの日</u> (3) <u>館内整理日（毎月の第3木曜日）</u>	午前9時から午後9時まで で (1) <u>毎月の第4月曜日</u> (2) <u>12月29日から翌年の1月3日までの日</u>
別表第1備考1	<u>日曜日、土曜日</u> 午前9時30分	<u>日曜日</u> 午前9時
別表第1備考2	<u>館内整理日</u>	<u>毎月の第4月曜日</u>
(補則)	この規則に定めるもののほか、図書館の利用に <u>関し必要な事項は、別に定める。</u>	(補則) この規則に定めるもののほか、図書館の利用に <u>関し必要な事項は、教育長が別に定める。</u>